

〔令和7年分用〕「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8)の適用を受けている人が、贈与者の死亡により、その特例の適用に係る特定事業用資産について租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用を受ける者ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 4 相続又は遺贈により取得した特定事業用資産(租税特別措置法第70条の6の9の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた特定事業用資産を除きます。)について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の特例の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートを使用してください。

相続人等(特例適用者) 被相続人(贈与者)氏名:

住 所	関 与 税 理 士	所 在 地			
氏 名		氏 名		電 話	
電 話 ()					

項目	確認内容(適用要件)		確認結果		確認の基となる資料
後継者(相続人等)	相続開始の時	○ その事業が、資産保有型事業、資産運用型事業及び性風俗関連特殊営業のいずれにも該当していませんか。(注)	はい	いいえ	○ 青色申告決算書など
	申告期限まで	① 被相続人から相続等により財産を取得した者が、租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等について同条第1項の規定の適用を受けていませんか。 ② 円滑化省令第13条第6項(同条第8項において準用する場合を含みます。)又は第9項(同条第11項において準用する場合を含みます。)の確認を受けていますか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第11・11の2表の付表1など ○ 確認書の写し

(注) 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の10第2項第4号において準用する同法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、「資産運用型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の10第2項第5号において準用する同法第70条の6の8第2項第5号に規定する事業をいい、「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいいます。

- この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。
(注)担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	円滑化省令第13条第12項の都道府県知事の 確認書の写し 及び同条第7項(同条第8項において準用する場合を含みます。)又は第10項(同条第11項において準用する場合を含みます。)の 申請書の写し	☐
2	後継者が会社の設立に伴う現物出資により全ての特定事業用資産を移転した場合において、その移転につき税務署長の承認を受けているときは、次に掲げる書類 (1) 相続開始の時における会社の 定款の写し (会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。) (2) 会社の株主名簿の写し など、相続開始の時における会社の全ての 株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 が確認できる 書類等 (その会社が証明したものに限りません。)	☐